参考資料

平成 23 年度第8回 大阪府建設事業再評価監視委員会 H23.12.12

建設事業の再評価について (意見具申)

平成23年1月17日

大阪府建設事業再評価監視委員会

1 はじめに

大阪府では、平成 22 年度に建設事業評価の手法を見直し、これに伴い、従前の大阪府建設事業評価委員会は、大阪府建設事業再評価監視委員会と改称され、その役割も以下のとおり変更された。

- 審議対象をダム事業・河川事業を除く再評価・再々評価案件とする。
- 府等が作成した対応方針(原案)について審議を行い、知事等に対し意 見を具申する。

平成 22 年度は、再評価案件 6 件、再々評価案件 8 件の対応方針(原案)について、審議を行った。

なお、審議にあたっては、従来どおり委員会審議を公開し、府民意見や意見 陳述の公募を行うとともに、審議概要をホームページで公表するなど、透明性 の高い委員会運営に努めた。

2 審議対象の基準

審議対象の基準は、別表 (P9) のとおりである。

3 審議結果 (審議の詳細はP10からP26を参照)

(1) 再評価対象事業

再評価対象事業と府の対応方針(原案)

事 業 名	対応方針 (原案)
①一般国道 (旧) 1 7 0 号交差点改良	事業継続
②主要地方道 堺大和高田線交差点改良	事業継続
③主要地方道 大阪中央環状線鳥飼大橋(北行)架替	事業継続
④主要地方道 枚方富田林泉佐野線(都市計画道路梅が丘 黒原線)道路改良	事業継続
⑤一般府道 大阪枚岡奈良線交通安全施設整備	休止
⑥都市計画道路 枚方藤阪線	事業継続

上記の再評価対象 6 事業の対応方針(原案)について審議した結果、①、②、 ③、④、⑥の 5 事業の対応方針(原案)については、本委員会に提出された資料 と説明の範囲において、適切であると判断した。⑤については、事業目的や残事 業費、進捗状況を考慮し、事業継続(再開)すべきと判断した。

なお、個別事業の審議における主な論点と今後の事業実施において改善・留意 すべき事項は、以下のとおりである。

①一般国道 (旧) 170号交差点改良

藤井寺市の土師ノ里交差点において、交通事故防止を図るため、右折レーン 及び歩行者道を拡幅整備する事業である。

用地交渉について、買収予定地を含む民有地 7 筆(関係地権者 4 名)の境界が未確定であったため遅延していたが、平成 22 年 6 月に境界立会を実施、現在は境界調整中であり、平成 22 年度末までに買収を完了できる見込みであるとの説明を受けた。

②主要地方道 堺大和高田線交差点改良

藤井寺市の土師ノ里交差点において、交通事故防止を図るため、右折レーン 及び自転車歩行者道を拡幅整備する事業である。

用地交渉について、本路線の整備により土地が利用しにくくなる地権者から協力が得られなかったため遅延していたが、現在では協力が得られ、買収も完了しているとの説明を受けた。

③主要地方道 大阪中央環状線鳥飼大橋(北行)架替

耐震性の確保、慢性的な交通渋滞の解消及び歩行者等の安全確保を図るため、 車道拡幅、自転車歩行者道設置を含む旧橋の架替えを行う事業である。

公共事業費の削減により事業進捗がペースダウンしたため、完成は遅れているが、平成23年度から平成26年度に旧橋撤去、平成27年度に自転車歩行者道を設置する予定であるとの説明を受けた。

④主要地方道 枚方富田林泉佐野線(都市計画道路梅が丘黒原線)道路改良

第二京阪道路の供用に伴い集中する交通を分散し、渋滞緩和を図るため、新たに枚方富田林泉佐野線のバイパスを整備する事業である。

用地交渉について、境界確定に当たり、共有地の地権者 67 名の特定に日数を要したため遅延していたが、現在では地権者の特定は済んでいる。また、平成22 度中に境界立会を完了し、平成23 年度末までに買収を完了できる見込みであるとの説明を受けた。

将来の事業費変動の可能性として、鉄道交差部の工事費が挙げられているため、当初計画時に、より精度の高い積算ができないか確認した。精度を高めるためには、鉄道事業者による施工直前の詳細設計を待つ必要があり、仮に早い時期に詳細設計を行ったとしても、施工までの期間が長くなれば、その間に、設計上の基準が変更されるリスクを伴うため困難であるとの説明を受けた。

また、現時点における事業費の増加については、無電柱化工事の追加、土留め工法の変更、迂回路の追加、補償対象物件の増加等が主な理由であるとの説明を受け、その必要性を確認した。このうち、土留め工法の変更については、詳細な事前調査を行えば、当初から予見できた可能性がある。これに対して、用地買収ができていない計画段階での詳細調査は困難との説明を受けた。しか

しながら、今後、新たな事業を開始する際は、当初計画における事業費積算の 精度を向上させるため、事前調査の手法を工夫するなど、できる限り努力され たい。

⑤一般府道 大阪枚岡奈良線交通安全施設整備

東大阪市の中心的市街地形成地域において、右折車による渋滞の解消、自転車、歩行者の安全確保を図るため、右折レーンの設置及び自転車歩行者道の拡幅を行う事業である。

今回の審議対象事業のうち、対応方針(原案)が休止とされているのは、本事業のみである。府が必要性を認めているにもかかわらず、休止とした理由を確認したところ、「財政再建プログラム(案)」(平成20年6月策定)の公共事業費2割削減の方針を受けて道路事業を重点化し、本事業のような地域課題解決を図る道路整備事業のうち、平成20年度の時点で早期の概成が見込めない事業を一時休止とする判断を行ったとの説明を受けた。

府の財政状況から、現在すでに一時休止していることは理解できるが、歩行者の安全確保という事業目的や総事業費 32 億円のうちすでに 26 億円が投資済みであることを考慮すると、可能な限り早期に事業を再開すべきであるとの判断に至った。

⑥都市計画道路 枚方藤阪線

歩車分離による交通混雑の緩和と歩行者等の安全確保を図るため、現道(杉田口禁野線)の交差点改良及び自転車歩行者道の整備を行う事業である。

本事業は、事業費が3割以上増加する見込みとなったため、今回、審議対象となった。事業費の増加については、無電柱化工事の追加、買収予定地の地価上昇、補償対象物件の増加が主な理由であるとの説明を受けた。このうち、無電柱化工事については、道路事業とは目的が異なる事業であり、事業費は追加するのではなく、別に計上すべきではないかとの疑義があった。この点について、無電柱化の目的は、安全かつ円滑な交通の確保と景観整備であり、道路整備の目的と共通しているので、道路を新設する際は、原則として道路整備と一体で実施する方針であるとの説明を受け、事業費の追加計上は適切であると判断した。

(2) 再々評価対象事業

再々評価対象事業と府の対応方針(原案)

事 業 名	対応方針 (原案)
⑦大阪府営岸和田大町住宅建替	事業継続
⑧一般国道 480号道路整備(父鬼バイパス)	事業継続
⑨都市計画道路 大県本郷線	事業継続
⑩都市計画道路 八尾富田林線	事業継続
⑪都市計画道路 大阪岸和田南海線(王子工区)	事業継続
⑫都市計画道路 堺港大堀線	事業継続
③南海本線・高師浜線(高石市)連続立体交差	事業継続
⑭箕面森町 (水と緑の健康都市特定土地区画整理)	事業継続

上記の再々評価対象 8 事業の対応方針(原案)について審議した結果、本委員会に提出された資料と説明の範囲において、対応方針(原案)は適切であると判断した。

なお、個別事業の審議における主な論点と今後の事業実施において改善・留意 すべき事項は、以下のとおりである。

⑦大阪府営岸和田大町住宅建替

昭和 38·39 年度の建設で老朽化が著しく、居住水準や耐震性の低い本住宅 480 戸を建て替える事業である。

建替えの対象となる団地の考え方について、建替事業は「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき、耐震性が低いか、老朽化が著しい住宅を対象に実施している。建替えの対象に位置づけられている住宅のうち、平成21年度末時点で残っている住宅は、木造簡易耐火住宅約2,000戸、昭和20、30年代建設の中層耐火住宅約10,000戸、昭和40年代建設の中層耐火住宅のうち耐震性が低い約16,000戸との説明を受けた。本事業の対象団地もこの中に含まれていることを確認した。

⑧一般国道 480号道路整備(父鬼バイパス)

大阪府と和歌山県を結ぶ広域幹線道路である。現道は、勾配が急で幅員も狭いため、両府県でバイパス整備を行う事業である。

用地交渉について、地籍約 130 筆が混乱しており、所有者不明地も存在していたため、境界確定及び沿革調査に日数を要した。現在では、筆数ベースで約 割が境界立会済みで、境界確定後は速やかに買収できる見込みであるとの説明を受けた。

平成 20 年度に一部の事業区間を国による代行整備(直轄代行)に変更しているため、その理由を確認した。従前の補助事業では事業費の 2 分の 1 が府の負担となるが、国による代行整備を適用すれば、府の負担は 3 分の 1 となるためとの説明を受け、妥当であることを確認した。

この変更で府が整備する区間の延長が 7.3km から 4.5km となった。今回の B/C は変更後の 4.5km を対象に算出されており、前回評価時点の数値と比較検討することはできなかった。しかし、事業の必要性に大きな変化は認められなかったので、府の対応方針(原案)は適切であると判断した。

なお、再評価の場合、事業効果を前回評価時と比較検討することは重要であるため、今後、同様のケースでは、比較可能なデータを提示されたい。

⑨都市計画道路 大県本郷線

JR 柏原駅周辺の交通混雑の緩和を図るため、JR 関西本線と地下で立体交差する道路を新設する事業である。

用地交渉について、代替地の要望が3件あり、その選定に時間を要したため 遅延していたが、1件は昨年度に契約を締結し、残りの2件は今後、収用も検 計するとの説明を受けた。

⑩都市計画道路 八尾富田林線

国道 170 号等の交通混雑の緩和を図るとともに、南阪奈道路へのアクセスとして、南河内地域における南北方向の主要幹線道路となる本路線を新設する事業である。

事業費の増加については、地元住民からの強い要望で、一部区間の構造を掘割からボックスへ変更する必要が生じたことが理由であるとの説明を受けた。

①都市計画道路 大阪岸和田南海線 (王子工区)

和泉市域における南北方向の交通混雑解消を図るため整備する本路線のうち、 北信太駅前線から地区内計画 4 号道路までの 0.6km 区間(王子工区)を新設す る事業である。

用地交渉について、買収予定地を含む民有地 8 筆の境界が未確定であるため 遅延しているが、引き続き境界確定について合意が図られるよう交渉を行い、 境界確定後買収を行う予定であるとの説明を受けた。できるだけ早期に合意が なされるよう努力されたい。

迎都市計画道路 堺港大堀線

松原市域を東西方向に連絡する堺大和高田線、大堀堺線の慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、本路線を新設する事業である。

公共事業費削減により事業進捗がペースダウンしているが、そのほか事業進 捗の支障となる要因はなく、平成 28 年度の完成を見込んでいるとの説明を受け た。

⑬南海本線・高師浜線(高石市)連続立体交差

交通渋滞と市街地分断の解消を図るため、高石市の南海本線 3.1km 及び高師 浜線 1.0km 区間において、鉄道を高架化し踏切 13 箇所を除却する事業である。本事業については、現場を視察した上で審議を行った。

用地交渉について、未買収地 2 件とも、府の提示価格に不満があり、地権者が買収に応じていないため遅延していた。1 件は平成 22 年 1 月に収用を申請しており、残る 1 件も任意交渉を継続しつつ、収用の申請手続きを進める予定で、平成 23 年度末までに買収を完了する見込みであるとの説明を受けた。

事業費の増加については、平成 11 年 10 月の耐震基準見直しに伴う橋梁等の構造変更、地元住民からの強い要望による騒音・振動対策の追加が理由であるとの説明を受け、その必要性を確認した。橋梁等の構造変更に伴う事業費の追加に関して、平成 17 年度の前回再評価時に報告できなかった理由については、当時、用地買収の難航により、本体工事着手の目途が立っていなかったためとの説明を受けた。こうした設計の基準は、時々において見直しがなされることから、この段階で設計を進めると、着手までに再度基準が見直されるリスクが生じるため、平成 20 年 7 月に本体工事着手の目途が立った時点で、設計の見直しを行い、今回、追加費用が計上されたことを確認した。

なお、本事業の完成予定は、当初計画時の平成 24 年度から 7 年遅れの平成 31 年度となっている。現在、鉄道は上り線を仮線に切り替え、仮設ホーム、仮 踏切で運行されていることから、利用者の安全確保の観点からも、これ以上、 工期を延伸させることなく、現時点での計画通り高架化を完了されたい。

箕面北部丘陵に計画戸数約 2,900 戸、計画人口約 9,600 人の都市を建設する 事業である。本事業については、現場を視察した上で審議を行った。

府においては、「財政再建プログラム(案)」(平成 20 年 6 月策定)で、第 1 区域は引き続き事業の完成をめざし、第 3 区域は平成 24 年度末に採算性等を精査の上、基盤整備工事の実施について、改めて判断することとしている。このため、本委員会においては、第 3 区域に関する審議は行っていない。また、第 2 区域は民間地権者が主体となって開発中であるため、本委員会の審議対象外である。従って、今回は第 1 区域の事業継続について審議を行った。

第1区域は、平成27年度末の事業完了までに府の保留地約600区画を分譲する計画となっている。平成22年5月末現在、販売している約240区画のうち約160区画が分譲済みであるが、今後約5年半で残り約440区画を完売できるのかどうか懸念されたため、その見込みについて質問した。これに対し、平成22年10月から保留地販売支援業務の参画企業を1社から6社に拡大し、引き続き、住宅市況に適応した柔軟な販売戦略を展開することで年間約60~80区画の販売を目指すとの説明を受けた。

第1区域については、上記の販売計画を達成するとともに、可能な限り早期 に住みやすい「まち」となるよう、利便性の向上に取り組まれたい。

また、事業完了後の維持管理や補修に関する府の負担について、現時点では、 道路、公園等、箕面市に移管する公共施設についての移管前の補修、府の保留 地の分譲契約者に対する引き渡し後 2 年間の瑕疵(かし)担保責任、事業完了 後に府が所有することとなる里山及びオオタカ保全地の維持管理を想定してい るとの説明を受けた。

なお、前述したとおり、今回は、第3区域に関する審議は行っていない。府においては、第3区域の基盤整備工事実施の可否について、企業立地の需要等を厳しく精査した上で改めて慎重に判断されることを望む。

4 道路・街路事業の B/C (費用便益比) について

事業番号③、④、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の各事業のうち、一部に B/C (費用便益比)が前回評価時点に比べて大きく低下している事業が見受けられたため、低下の要因を確認した。国の算出マニュアル改訂に伴う走行時間短縮便益算出のための原単位の見直し・検討期間の変更と、将来予測交通量の変更が主な理由であり、合わせて、前回と今回では、走行時間短縮便益算出の方法自体を大幅に変更しているため、単純に比較することは適切ではないとの説明を受けた。

そのため、今回、どのような方法で B/C を算出したのか、実例を用いて、確認を行ったが、便益の根拠を示す資料の提出・説明が十分になされたとは言えなかった。データ上の制約もあるかもしれないが、費用と定量的効果(便益)は、公共事業の社会的必要性、効率性を判断する上で非常に重要な指標であるので、今後は、整備の前後や前回評価時点との比較が可能な形でのデータ(便益、費用、区間交通量、走行速度)等、事業効果を分かりやすく示す資料の作成に努められたい。

5 結び

今年度、本委員会の任務が「事業実施の妥当性についての判断」から、「府が行う再(再々)評価の実施手続きの監視」に見直された。「各部局が作成した対応方針(原案)」を府民目線で点検、審議し、意見を具申することとなり、名称も「大阪府建設事業再評価監視委員会」に変更された。

なお、本委員会の目的は、建設事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の 向上を図ることであり、この目的には変更はない。

この見直しを受け、府民目線での点検に重点を置き、分かりやすい審議を心がけてきたが、限られた時間の中でのチェックのため限界もある。審議対象を再評価・再々評価に絞ったことで審議案件数が減少したものの、より効率的に審議を進める必要があることから、府においては、審議資料の作成、説明の手法を工夫してもらいたい。例えば、用地買収の状況や事業費の変動理由等に関する詳しい資料の提出と説明を追加で求めたが、このような事項は、審議資料に当初から明示するよう改善されたい。

また、今回の審議でも、当初計画時からの事業費変動が課題となった。当初 計画の精度を向上させる方策の検討の必要性については、従前より指摘してい たところであるので、早急に検討を進められたい。

一般に公共事業については、事業効果を評価するに当たって費用便益分析を 行うことが重要であるが、便益に関してはその根拠や内容を分かりやすく示す よう強く要望する。

建設事業再評価監視委員会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
再評価	府が実施する建設事業のうち次のいずれかに該当する事業 ・事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業 ・事業採択後10年間(但し、標準工期が5年未満の事業については5年間)を経過した時点で継続中の事業 ・事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業 「事業計画又は総事業費の大幅な変更〕 ①事業を中止、休止(休止後の再開を含む)する場合 ②総事業費が3割以上(総事業費が10億円未満の事業は3億円以上)増減する場合 ③その他、事業計画を大きく変更する場合	 ・事業の進捗状況 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 など
(再々評価)	府が実施する事業のうち再評価実施後、一 定期間(5年)が経過している事業	

平成22年度 開催状況

年 月 日	開催內容
平成 22 年 7 月 12 日	第1回委員会 事業概要説明(再評価・再々評価)
平成 22 年 8 月 24 日	第2回委員会 事業概要説明(再々評価)
平成 22 年 9 月 13 日	現地視察
16 日	箕面森町 (水と緑の健康都市特定土地区画整理事業)
17 日	南海本線・高師浜線連続立体交差事業
22 日	
·	
24 日	
平成 22 年 9 月 30 日	第3回委員会 個別事業審議
平成 22 年 10 月 26 日	第4回委員会 個別事業審議
平成 22 年 11 月 12 日	第5回委員会 個別事業審議
平成 22 年 11 月 26 日	第6回委員会 意見具申(素案)の審議
平成 22 年 12 月 14 日	第7回委員会 意見具申の取りまとめ

大阪府建設事業再評価監視委員会 委員名簿

いわい たまえ

岩井 珠惠 ヴィジュアルデザイナー

かも

加茂 みどり 大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所 主任研究員

こいけ しゅんじ

小池 俊二 株式会社サンリット産業 代表取締役会長

しもむら まさみ

下村 真美 大阪大学大学院高等司法研究科 教授

たたの ひろかず

多々納 裕一 京都大学防災研究所 教授

どい としき

土居 年樹 天神橋三丁目商店街振興組合 理事長

にいかわ たつろう

○ 新川 達郎 同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授

ほしの さとし

星野 敏 京都大学大学院農学研究科 教授

まがた ひでお

曲田 秀男 株式会社曲田商店 代表取締役社長

まつざわ としお

◎ 松澤 俊雄 大阪市立大学大学院経済学研究科 教授

(敬称略·50 音順) ◎:委員長 ○:委員長代理

委員会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。 $(\underline{\text{http:} //\text{www. pref. osaka. j p/gyokaku/kensetsu-pro/i ndex. html}})$ また、府政情報センター、事務局(行政改革課)に備え付けています。